

第 5 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成30年12月13日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成30年12月13日(木曜日)
 午前9時57分開議
 午前11時38分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補
 正予算(第5号)

議案第7号 熊本県知事の権限に属する事
 務処理の特例に関する条例の一部を改
 正する条例の制定について

議案第18号 当せん金付証券の発売につ
 いて

議案第19号 指定管理者の指定について

議案第38号 平成30年度熊本県一般会計補
 正予算(第6号)

議案第45号 熊本県一般職の職員等の給与
 に関する条例等の一部を改正する条例
 の制定について

議案第46号 熊本県職員の特殊勤務手当に
 関する条例の一部を改正する条例の制
 定について

請第37号 教育費負担の公私間格差をなく
 し、子どもたちにゆきとどいた教育を
 求める私学助成請願

閉会中の継続審査について

報告事項

①創造的復興に向けた重点10項目につ
 いて

②『ONE PIECE』連携復興応援事業の進
 捗状況について

③県央広域本部・防災センター合築庁舎
 (仮称)の設計委託について

④阿蘇くまもと空港アクセス改善の検討
 状況について

出席委員(7人)

委員長 内野 幸喜
 副委員長 末松 直洋
 委員 前川 收
 委員 溝口 幸治
 委員 早田 順一
 委員 濱田 大造
 委員 大平 雄一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂本 浩

政策審議監 白石 伸一

危機管理監 松岡 正之

秘書グループ課長 府高 隆

広報グループ課長 市川 弘人

くまモングループ課長 小金丸 健

首席審議員

兼危機管理防災課長 宮本 正

総務部

部長 池田 敬之

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 本田 充郎

政策審議監 青木 政俊

総務私学局長 満原 裕治

人事課長 小原 雅之

財政課長 下山 薫

県政情報文書課長 村上 徹

総務厚生課長 坂本 弘一

財産経営課長 永江 昌二

私学振興課長 塘岡 弘幸

市町村課長

兼県央広域本部総務部長 間宮 将大

消防保安課長 門崎 博幸

税務課長 増田 要一

企画振興部

部長 山川 清 徳
 政策審議監 岡 田 浩
 地域・文化振興局長 水 谷 孝 司
 交通政策・情報局長 藤 井 一 恵
 首席審議員兼企画課長 内 田 清 之
 地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 倉 光 麻里子
 文化企画・
 世界遺産推進課長 西 尾 浩 明
 川辺川ダム総合対策課長 吉 野 昇 治
 交通政策課長 重 見 忠 宏
 交通政策課政策監 清 田 克 弘
 情報企画課長 島 田 政 次
 統計調査課長 山 田 裕 二

出納局

会計管理者兼出納局長 能 登 哲 也
 会計課長 無 田 英 昭
 管理調達課長 岡 村 英 治

人事委員会事務局

局長 田 中 信 行
 首席審議員兼総務課長 井 上 知 行
 公務員課長 小 崎 至

監査委員事務局

局長 中 山 広 海
 監査監 田 原 英 介
 監査監 石 川 修
 監査監 工 藤 真 裕

議会事務局

局長 吉 田 勝 也
 次長兼総務課長 横 井 淳 一
 議事課長 中 村 誠 希
 政務調査課長 上 村 祐 司

事務局職員出席者

議事課参事 小 池 二 郎
 政務調査課課長補佐 岩 永 千 夏

午前9時57分開議

○内野幸喜委員長 定刻前ではありますが、た

だいまより、第5回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第37号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第37号についての説明者を入室させてください。

(請第37号の説明者入室)

○内野幸喜委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

(請第37号の説明者の趣旨説明)

○内野幸喜委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。

(請第37号の説明者退室)

○内野幸喜委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、議案等について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いいたします。

まず、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○池田総務部長 それでは、今回提案しております議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、熊本地震からの復旧、復興を図るための予算、ことしの大雨及び台風の被害に対応するための予算など55億円を計上するほか、債務負担行為といたしまして、公共工事を早期に完成させるための、いわゆるゼロ県債などを設定しております。

また、議案第38号といたしまして、熊本県人事委員会勧告の実施等に伴います職員給与改定関係で7億7,000万円を計上しております。これらを合算いたしますと、補正総額は62億7,000万円となりまして、補正後の予算規模は8,611億3,100万円となります。

このほか、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定や専決処分等の報告、承認などにつきましても、あわせて御提案、御報告を申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては、各課長からそれぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いいたします。

○下山財政課長 財政課でございます。

今回、冒頭提案と追加提案の補正予算をそれぞれ御提案しておりますので、財政課の概要の御説明といたしましては、これらを合わせた資料として総務常任委員会説明資料の括弧書きで「追加提案関係」と書いてあるほうの資料をごらんください。

まず、1ページをお願いいたします。

冒頭提案の第1号としまして、熊本地震からの速やかな復旧、復興を図るための事業、大雨及び台風災害からの復旧を図るための事業等について、必要な予算55億円を計上しております。

その主な内容としては、(1)の地震への対応分として、単県河川等災害関連事業費などに9億6,200万円、(2)の大雨及び台風による災害への対応分として、団体営農地等災害復旧事業費などに21億1,600万円、(3)のその他

として、地域中小企業応援ファンド貸付金償還金などに24億2,200万円を計上しております。

次に、下段のほうに参りまして、追加提案の議案第38号としまして、県人事委員会勧告の実施に伴う給料や期末・勤勉手当等の引き上げに要する職員給与費7億7,000万円を計上しております。

これらを合算しますと、一番下の欄でございますが、11月補正予算は62億7,000万円となり、補正後の予算規模は8,611億3,100万円となります。

次に、2ページをお願いします。

上段の表は、一般会計のほか、特別会計と企業会計の補正予算の内訳となります。これらについては、それぞれ所管の委員会で御審議いただきます。

下段に、参考として、熊本地震関係のこれまでの予算措置状況を整理しております。

熊本地震関係予算の総額は、今回の増額補正により、円グラフに記載のとおり、総額8,588億円となります。

右側の表は、これまでの予算の推移を記載しております。

資料の3ページをお願いします。

下の4ページまでが、歳入予算の内訳となります。

4ページの項目で申しますと、9の国庫支出金、それから15、県債は、大雨、台風などの災害関連事業のため、それから13の繰越金は職員給与費改定のため、14番、諸収入は貸付金償還のため、それぞれ歳入予算額が多くなっております。

続いて、5ページをお願いします。

下の6ページまでが、歳出予算の内訳となります。

歳出予算の主な事業として、5ページの(1)人件費では、給料、期末・勤勉手当などの職員給与費を計上しております。

また、6ページの2、投資的経費は、災害

復旧対応事業など、3、公債費は、中小企業基盤整備機構への貸付金償還金を計上しております。

7ページをお願いします。

今回の補正に伴いまして必要となる地方債の補正の内容でございます。

以上が予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内野幸喜委員長 引き続き、担当課長から、議案等について説明をお願いいたします。

○小原人事課長 人事課でございます。

同じく、追加提案資料の9ページをお願いいたします。

総務部の平成30年度11月補正予算総括表でございます。

今回の追加提案分に係る補正予算につきましては、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う全庁共通の事柄でありますので、各課からの説明に先立ちまして、人事課から説明させていただきます。

なお、改定の詳細につきましては、後ほど関係条例案についての説明の際、改めて御説明させていただきます。

それでは、人事課の例で御説明申し上げます。

表の一番上、人事課の欄でございますが、左から4項目め、補正額(追加提案分)に記載のとおり、593万9,000円の補正をお願いしております。

これは、職員給与費の247万2,000円と退職手当の346万7,000円を合計したものでございます。

知事部局の退職手当につきましては人事課で一括計上しておりますが、今回、退職手当算定の基礎となる給料月額改定に伴い、所要額が増額となるものでございます。

各所属における補正額につきましても、各

部局の補正予算総括表の補正額(追加提案分)の欄に記載のとおりでございますので、一括しての説明とさせていただきます、各所属からの説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○府高秘書グループ課長 秘書グループです。

もう一つのほうの資料の10ページのほうをごらんいただきたいと思ひます。

一般管理費について、291万円余の繰り越しとなっております。これは、熊本地震犠牲者追悼式の業務委託について繰り越しを行うものです。

以上、御審議をよろしくお願ひいたします。

○市川広報グループ課長 広報グループです。

ちょっと風邪で声がかれていますがけれども、よろしくお願ひします。

説明資料の11ページをお願いします。

債務負担行為の設定につきまして、広報関係業務として5,860万円余、首都圏広報業務として1,000万円余を限度額として計上しております。

上段の広報関係業務は、テレビ広報制作、広報誌制作、メールマガジン制作及び熊本地震支援への感謝や復旧、復興の状況を全国向けに媒体を活用し発信するための制作事業です。

また、下段の首都圏広報業務は、マスコミ業界に通じたPR会社を活用して、首都圏向けの効果的な広報を行うパブリシティサポート業務でございます。いずれも新年度当初から実施できるよう、本年度内に業務委託契約を締結する必要がありますが、企画コンペの実施等により契約締結まで期間を要するため、本議会で提案させていただくものでござ

います。

広報グループは以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○小金丸くまモングループ課長 くまモングループでございます。

資料、戻りまして9ページをお願いいたします。

平成30年度11月補正予算です。右側、説明欄に記載しておりますくまモンスクエア空調設備更新事業につきましては、くまモンスクエアの空調設備の更新に要する経費として、2,000万円をお願いするものです。

くまモンスクエアは、平成14年のビル竣工時に設置した空調設備を現在も使用しており、設置後16年が経過しております。近年の猛暑の影響や空調機器の経年劣化等と相まって、想定外に館内の適切な温度コントロールができなくなっています。今後故障することも想定されることから、空調設備の更新時期として望ましい本年度に前倒しして実施するものです。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○宮本危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

下段の繰越明許費についてでございます。

防災総務費につきまして、2,759万円余の繰越明許費の設定をお願いいたしております。

これは、右の事項欄に記載しておりますとおり、防災センターの整備事業に関するものでございます。

防災センターは、県央広域本部との合築により整備することといたしておりまして、30年度、31年度の2カ年で、今年度につきましては基本設計、31年度は、債務負担行為設定により実施設計を、合わせて設計を委託して

ございます。30年度は基本設計に相当する出来高払い分を想定して予算を計上してございますが、設計委託に関する契約の締結が11月となりましたが、基本設計分の完成が翌年度になる見込みであるため、繰越設定をお願いするものでございます。

基本設計は、翌年度の早い時期には完成し、実施設計を含めた設計全体は、予定どおり30年度、31年度の2カ年で完了する見込みでございます。このため、34年度、2022年度末にセンター完成という全体工程には影響しない見込みでございます。

危機管理防災課は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○小原人事課長 人事課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。債務負担行為の設定をお願いするものでございまして、人事課は、上段部分の2件でございます。

まず、行政職員初任者研修バス等賃借でございます。新規採用職員等の初任者研修につきましては、年度当初の4月1日から実施することとしております。

バス等の借り上げにつきましては、年度内に契約等の手続を終える必要がありますことから、限度額220万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、秘書事務の委託でございます。設定期間は、平成31年度から平成33年度までの3年間、設定額は、1億747万円となっております。

現在、副知事、各部長等の秘書事務を行うために、平成28年度から3年契約で、秘書10名を配置しております。

来年度以降も引き続き秘書事務を委託するに当たりまして、今年度中に委託業者の選定や契約手続を完了させる必要がありますので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

資料、戻りまして14ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

まず、上段の財産管理費としまして、3億3,100万円余の繰り越しを計上しております。

これは、県庁舎の設備更新や鹿本・天草総合庁舎等への保健所の集約化など、県有施設の改修に係る経費でございますが、工事の実施に当たり、関係機関との調整等に時間を要したことや調査、設計等に想定以上の時間がかかったことなどにより、やむを得ず来年度に繰り越すものでございます。

次に、下段の総務施設災害復旧費としまして、12億5,900万円余の繰り越しをお願いしております。

これは、熊本地震で被災した庁舎の復旧等に要する経費でございますが、県庁本館の災害復旧工事に係る入札の不調や、熊本土木事務所庁舎の解体工事の発注を進めるに当たり、庁舎内に保管する書類の移転先の確保に時間を要したことなどにより、年度内に予定していた事業の完了が困難となったことから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

なお、先ほど危機管理防災課から防災センター整備事業の繰り越しの説明がありましたが、防災センターと合築する県央広域本部庁舎の繰越分もここで計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

ページをめくっていただきまして、16ペー

ジをお願いいたします。

下段をごらんください。

2事業につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものです。

まず、熊本時習館特別支援相談員派遣事業は、発達障害に関する専門家を各私立学校に派遣し、生徒に関する助言等の支援を行うものです。

次の熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、グローバルな人材を育成するため、海外チャレンジ塾により、海外大学進学や留学を総合的に支援するものです。

いずれも、4月から切れ目なく継続して生徒や学校への支援を行うには、年度内に委託契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

補正予算でございます。選挙管理委員会費として、国庫支出金返納金14万6,000円をお願いしております。

これは、昨年度に執行いたしました衆議院議員総選挙に関し、国から市町村へ交付をされました選挙執行委託費について、その一部を県を経由して国に返還するものでございます。

次に、資料の17ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。これは、来年4月に予定をされております県議会議員選挙に関する広報・啓発事業等を実施するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

市町村課からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○増田税務課長 税務課でございます。

資料13ページにお戻りをお願いいたします。

下段をお願いします。税務総務費で5,447万円余をお願いしております。

右側、説明欄をお願いいたします。

1点目は、ふるさと納税災害支援寄附金交付金で4,811万円余を計上しております。

これは、ことし7月、西日本を中心に、平成30年7月豪雨がございました。この被災県である広島県、愛媛県に対する支援の一環としまして、両県に対するふるさと納税寄附金の代理受け入れを本県で行いました。その後、寄せられた寄附金を両県に交付するためをお願いするものでございます。

2点目は、納税奨励費で635万円余を計上しております。

これは、軽油引取税の特別徴収義務者に対して、前年度の納税額の2.5%を取扱交付金として交付をしております。税収見込みが当初見込みよりふえたことからお願いをするものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

繰越明許費として、くまもと県税システム事業で1,497万円余を計上しております。

県税システムの改修のうち、平成31年5月の元号改正に対応するための改修を予定しておりますが、新元号の発表が新年度に入ってからとなるため、一部を繰り越して実施することによるものです。

次に、17ページをお願いいたします。

17ページ下段になります。債務負担行為の設定につきまして、ふるさとくまもと応援寄附金関係業務について、平成31年度から33年度の3年間、1億7,550万円を限度額としてお願いをしております。

これは、感謝の品の開発や発注管理など、ふるさとくまもと応援寄附金に関する業務につきまして、新年度当初から実施できるよう、年度内に契約をする必要がございます。

また、委託業者につきましては、プロポー

ザル方式により選定することにより、契約締結までの期間を要するため、今回提案をさせていただくものです。

なお、業務の継続性を要するため、債務負担行為の設定期間を3年としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○倉光地域振興課長 地域振興課でございます。

資料20ページの上段をお願いします。

繰越明許費でございます。「環境首都」水俣・芦北地域創造事業の本年度予算額のうち7,700万円余について、翌年度への繰り越しをお願いするものです。

環境省の補助事業を活用して水俣市が行う生態系に配慮した渚造成整備事業において、関係機関との協議、許認可手続等に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難な状況となっており、繰越明許費の設定をお願いするものです。

続きまして、資料22ページの上段をお願いします。

万日山緑地公園管理運営業務に係る債務負担行為の設定についてです。

平成31年4月から平成34年3月までの3年間の指定管理委託料として、限度額4,000万円余を設定するものでございます。

指定管理者の指定につきましては、後ほど条例等議案で詳細を御説明させていただきます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料、戻りまして19ページをお願いいたします。

五木村振興道路整備(受託)事業でございますが、村からの要請を受け、村道神屋敷線の

整備を県が受託して行うものです。

村は、当事業に国の社会資本整備総合交付金を活用されておりますが、平成30年度内示額が当初の見込み額を上回ったことから、700万円余を増額補正するものでございます。

続きまして、説明資料の20ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費でございます。五木村振興道路整備(受託)事業7,300万円余について、翌年度への繰り越しを計上しております。

事業実施中の橋梁下部工に先立ち、岩盤補強工事が追加で必要となり、連続して実施する平成30年度事業の橋梁上部工の発注がくれ、年度内完成が困難となったため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料21ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加でございます。南阿蘇鉄道災害復旧支援事業の3億2,500万円についてですが、立野―長陽駅間に位置する第一白川橋梁の詳細設計等に不測の日数を要し、本年度内の工事完了が困難となったため、翌年度への繰り越しをお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

説明資料22ページの下段をお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。これは、本庁と地域振興局とを結びます熊本県総合行政ネットワーク等の管理運営につきまして、4月1日から委託を行うため、年度内に契約事務を行う必要があることから、債務負

担行為の設定をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○無田会計課長 会計課でございます。

資料、めくっていただきまして、24ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、総合財務会計システム管理事業につきまして、325万円の繰り越しをお願いしております。

総合財務会計システムは、予算や会計などを管理するシステムでございますが、現在、改元に伴いますシステム改修を行っているところでございます。来年5月の新元号への切りかえ作業に対応するために繰り越しを行うものでございます。

会計課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡村管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

債務負担行為のうち、全庁的に共通する4業種につきましては、管理調達課が全庁分を取りまとめて一括して設定しております。

今回は、平成31年4月1日から業務を実施するため、年度末までに契約を行っておくことが必要なもののうち、入札及び契約事務等に相当の期間を要するものにつきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

まず、債務負担行為の追加としまして、給食業務に、限度額3億2,900万円余を設定しております。これは、特別支援学校や清水が丘学園など、約7件分の給食業務委託でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

まず、上段の県有施設等管理業務につつま

しては、限度額を700万円余から52億5,000万円余への増額でございます。これは、県庁舎や振興局庁舎の清掃や警備委託など、計178件分の業務委託分でございます。

次に、中段の情報処理関連業務ですが、限度額を7億4,800万円余から17億4,100万円余への増額でございます。これは、情報システムの開発や維持管理など、計25件分の業務委託分でございます。

最後に、下段の事務機器等賃借ですけれども、限度額を27億3,100万円余から27億5,000万円余への増額でございます。これは、パソコンのリースなど、計4件分の業務委託分でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小原人事課長 人事課でございます。

条例改正関係で3件ございます。説明資料の27ページをお願いいたします。

第7号議案、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

資料の29ページ、条例(案)の概要で説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと及び難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、関係規定の整備をするものでございます。

2の主な改正内容をごらんください。

(1)は、難病の患者に対する医療費の支給認定の申請受け付け等に関する事務について、本条例に基づき熊本市に移譲しておりましたが、法律により指定都市である熊本市が処理することとなったため、本条例から削除するものでございます。

(2)は、知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村に移譲する場合は、当該市

町村の長に協議しなければならないとされており、今回、協議が調った事務について追加するものでございます。

主なものとしましては、オの農地法に基づく農地の転用許可等に関する事務について、新たに菊池市に移譲するものでございます。

また、キの浄化槽法に基づく浄化槽の設置等の届け出等に関する事務につきましては、新たに美里町に移譲するものでございます。

これらを含めまして計8事務について、7市町に移譲することとしております。

3の施行期日でございますが、(1)については公布の日から、(2)については平成31年4月1日からとしております。

次に、追加提案関係の資料をお願いいたします。

資料の13ページをお願いします。

第45号議案、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、最終ページから2枚戻っていただいて、48ページをお願いいたします。

1の条例改正の趣旨でございますが、本年10月の人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与の改定を行いますとともに、知事、県議会議員、教育長などの特別職の期末手当の改定等を行うものです。

2の改正する条例でございますが、今回、(1)から(10)までの関係する条例10本を一括して改正いたします。

3の主な改正内容でございます。

まず、(1)の給与改定につきまして、アの一般職の職員の給料表の改定でございますが、平均で月額458円、0.14%のプラス改定を行うものです。

次に、イの期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。

(ア)の表をごらんいただきますと、平成30年度の年間支給月数について、一般職は4.4

月から4.45月に、特別職も3.3月から3.35月に0.05月引き上げ、その引き上げ分を12月期に支給するものです。

(イ)の表をごらんいただくと、この年間の支給月数を、平成31年度は6月と12月の各支給期に均等に割り振ることとしております。

ウの扶養手当の額の引き上げにつきましては、平成30年度における子に係る扶養手当の額を現在、子1人につき月額8,000円であるところを8,300円に引き上げるものです。

エは、初任給調整手当の上限額の引き上げでございます。これは、医師や獣医師の人材確保のために支給している手当でございますが、条例に規定する上限額について、記載のとおり改定を行うものです。

オは、宿・日直手当の上限額の引き上げでございます。これは、宿直勤務、日直勤務を行った場合に支給される手当ですが、条例に規定する上限額について、記載のとおり改定を行うものです。

次に、(2)のその他でございます。任期付短時間勤務職員の給与について、再任用短時間勤務職員の取り扱いに準じて単身赴任手当を支給できるよう、所要の規定の整備を行うものです。

また、その他法令の改正に伴い、所要の規定の整理を行っております。

次に、4の施行期日でございますが、(1)は、給料表の改定、扶養手当、初任給調整手当及び宿・日直手当の改定について、公布の日から施行し、平成30年4月1日にさかのぼって適用することとし、(2)は、今年度の期末・勤勉手当の改定について、公布の日から施行し、平成30年12月1日にさかのぼって適用することとしております。

(3)は、31年度の期末・勤勉手当の改定について、平成31年4月1日から施行することとしております。

(4)は、その他の改正について、公布の日から施行することとしております。

給与条例改定内容は以上でございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

第46号議案、熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

裏面の51ページ、条例(案)の概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨でございますが、こども総合療育センターの病棟に勤務する看護師または准看護師の夜間看護手当の額の見直しを行うものでございます。

2の主な改正内容をごらんください。夜間看護手当は、看護師等が正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時の間に職務に従事した場合に支給される特殊勤務手当です。

支給額は、1回ごとの深夜の勤務時間に応じて定められています。その額を記載のとおり引き上げるもので、いずれも国家公務員の夜間看護等手当と同じ額に改正するものです。

3の施行期日でございますが、平成31年1月1日から施行することとしております。

人事課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下山財政課長 財政課でございます。

資料、お戻りいただきまして、総務常任委員会説明資料のほうの30ページをお願いいたします。

第18号議案でございます。当せん金付証券の発売についてでございます。

これは、いわゆる宝くじでございますが、平成31年度の県の宝くじ発売額の範囲を決定するものでございます。

当せん金付証券法第4条の規定に基づきまして、総務大臣へ発売許可を申請するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

発売総額につきましては、本年度、平成30年度と同様に110億円以内としております。

以上、よろしく願いいたします。

○倉光地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料31ページをお願いします。

議案第19号指定管理者の指定についてでございます。

万日山緑地公園につきましては、今回新たに指定管理者制度を導入することとし、指定管理者の選定手続を行ったところです。選定につきましては、32、33ページの概要にて御説明をさせていただきます。

平成30年8月10日から約1カ月間、指定管理者の公募を行った結果、2団体から申請がございました。選考に当たりましては、10月17日に開催しました5名の外部有識者から成る指定管理候補者選考委員会の選考結果を踏まえ、10月23日に開催しました指定管理者制度運営会議にて指定管理候補者を選定いたしました。

申請者のうちSFT共同企業体は、指定管理で求める施設の維持管理及び運営管理の内容を満たしており、利用者の増加やサービス向上の取り組み内容及び住民やボランティア等との連携に関する取り組み内容が高く評価できることから、指定管理候補者として選定いたしました。

指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 もともとの資料、追加じゃない分の資料の26ページですが、管理調達課の説明をいただきましたけれども、債務負担行

為の変更があつて、その変更については説明いただきましたけれども、変更の額が巨額に変わっているということで、その内容についてももう少し御説明いただければと思っております。

例えば、一番最初の上の数字を見ると、中身はまだわかりませんが、31年から35年度の契約限度額が、761万円から、同契約が52億5,000万円に変更になっているということでありました。ほかにもたくさんそういう数字が出ておりますけれども、その変更がなぜこういう変更になったのかということについて御説明をいただければと思います。

○岡村管理調達課長 管理調達課でございます。

今回は、来年の4月1日から業務を実施するために、3月中に契約をしなければいけないもののうち、一般競争入札をするために契約締結までに相当の期間を要するものを今回計上しているところでございます。随契等により、短期間で契約できるのは2月補正でということを書いております。

業務委託契約につきましては、原則として4月1日から業務を実施するものが多くて、一般競争入札で実施するのが多いので、例年11月議会で計上することになりますので、毎年11月議会での補正額が非常に多くなっているということでございます。

なお、建物等が新しく年度途中で完成した場合とかは完成時からの契約となりますので、当初とか6月議会で債務負担行為を設定することになるということでございます。

平成30年度の県有施設等管理業務におきましては、これまで760万円余の設定をしております。これにつきましては、年度途中にオープンした阿蘇家畜保健衛生所とか牛深の漁業取締事務所、益城復興事務所等の機械警備業務、こんなのがあつたので、当初とかこれまで計上しているということでございます。

例年、債務負担行為につきましては、11月議会と2月議会で計上しているのが普通だということでございます。

○前川収委員 ごめんなさい、私だけわかってないのかもしれませんが、毎年31年から35年までの債務負担行為の設定がそれぞれの施設でされているということはよくわかりました。

なぜ、じゃあこの時期に——債務負担行為の設定が必要だということもよくわかっておりますが、この増額は何ですかということですけれども。わかりますか。わからんど。

○内野幸喜委員長 質問はわかります。

○前川収委員 何でこんなにどんだんどんて上がっているのと。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

財産経営課においては、県庁舎の清掃業務委託とか、あと警備業務委託とか、あと各振興局総合庁舎のもろもろの、エレベーターの保守点検ですとか、そういったものを持っているんですけれども、4月、やっぱり例年、管理調達課のほうから御説明があったように、例年4月1日から早速もう業務に取りかかる必要があると、前年度末からですね。そういった必要がございますので、入札等の手続に時間を要しまして、2月補正の段階ではちょっと間に合わないということでございますので……

○前川収委員 済みません、ちょっとごめんなさい。もう1回引き続き。

○内野幸喜委員長 はい。

○前川収委員 いろんな案件が集まってこう

なっている、債務負担行為設置されているというのはわかりますが、集まっているからふえたんじゃないなくて、そもそも補正前も限度額としては設定があるわけで、この限度額が何でこんなにふえるのというのがよくわからないんです。

○能登会計管理者 申しわけございません。ちょっともとに戻りまして御説明させていただきます。

この補正前の限度額の設定につきましては、今年度になりまして既に設定しているものを書いてございます。ですから、例えば、県有施設等管理業務につきましては、今年度から新たに開業しました施設等の管理関係で、これも数年間続けていかなくはないけませんので、これまで、当初、6月、9月等で限度額を設定したものについて書いてございます。

今回の補正でお願いするのは、新年度から、来年度31年度から数年間にわたって契約をいたしますので、その分について変更という形でこれをのせるという制度でございますので、31年度につきましては、これまで今年度設定をお願いしていた分に加えまして今回お願いしたものが総額ということになります。

○前川収委員 済みません。今回お願いしたもので何ですか。要は、その新しい施設ができたとか、何か新しい建物ができたとかで、新しい債務負担行為がのったというのはわかるんだけど、今までと同じやつが再契約でどんと上がるのかな……

○能登会計管理者 ちょうど節目の年に、例えば今回、県庁舎の清掃でございますとか、そういったものが5年ごとに、周期的にくるものがございますので、それが今回の補正予算でお願いしているということでございま

す。

○前川収委員 済みません。じゃあ、今までと中身は変わらずに、その契約の5年で回っていくから、ちょうどここが節目で再契約するからここで上がるということなんですかね。ちょっとよくわからぬ、俺。

○岡村管理調達課長 先ほど言いましたけれども、今回の県有施設等の分につきましては178件の分があるところでございます。内訳は、庁舎清掃とか機器整備、運転監視、エレベーター保守、あと警備業務とか6つに分かれておまして、それぞれがそれぞれごとに債務期間というのは別々にしております。一番多いのが1年間というのでございまして、これが131件でございます。そして、あとは3年とか4年とか5年ということございまして、で、1年のものが非常に多くて、毎年こういうような形の分で、来年度も同じような形の分で債務負担行為の設定をするというような形の分になっているところでございます。

○前川収委員 もともと補正前も31年から35年までの債務負担設定がしてあるわけでしょう、補正前もね。今回それを補正してどんとふえるのが何でかという、ちょっと会計上の話がわからぬとだけ。もう誰もわかってないと思う。

○池田総務部長 簡単に申し上げます。

今回新たに設定しました52億については、平成25年から30年度までの債務負担行為を今設定しております。その債務設定期間が切れるので、新たにこの52億円分について来年度、35年分の債務設定を行うということになりますので、中身自体は今やっているものと変わらないんですけども、契約の初年度ということで、今設定してある期限が切れると

いうことで新たに設定し直すという内容になっています。

○前川収委員 じゃあ、補正前というのは、正確に言うと、平成25年から平成30年までの契約残高ということなのかな。

○能登会計管理者 もう一遍申し上げます。

ここで補正前になっておりますのは、今度の30年度に設定した分です。新たに30年度に設定した分が補正前のところに載っております。ですから、今の補正前のところには、今契約している分では載っておりません。

既存の建物とかエレベーターとか、そういう管理についてはこの限度額の部分には載っておりませんで、6月補正で新たに設定しました益城の復興事務所とか、今年度新たに設定をしたところだけの部分でございます。

○内野幸喜委員長 私の理解だと、178件あって、この管理業務、たくさんの業務が178件あって、補正前まではそのうちの幾つかを載せていたと。今回の補正はまた新たに何十件かの債務負担行為を上げたということなんですか。中身が違うということですか。

○前川収委員 わかった、わかった。

○能登会計管理者 中身が違います。

○前川収委員 30年までで切れる契約があると、で、30年までで切れる契約を先に債務負担設定したやつが761万9,000円先にやって、まだまだ切れるやつが残っているから今回補正して、またプラスアルファになったのが最終的に52億になったと。この52億の分は既に5年前に債務負担設定はしてあって、今までずっとやっているから、ここにはもう載らないということ。

○能登会計管理者 基本的にはそうございまして、ここは5年ごとだけではなくて1年だけの債務負担行為をやっている部分もございまして、そのほかの3年ごとに回している部分もございまして、それぞれの前回の負担行為が切れて、今年度新たに設定をするものがここに載っているということです。

○前川収委員 私は、債務負担行為そのものが悪いことだと思いません。基本的には行政の単年度主義で、いつも3月31日に切れて、4月からまた新しくやっていかなきゃならないのに、民間と一緒にタイアップしながらいろんな事業をやっていく上においては、その単年度主義が弊害になることがたくさんあるということは十分わかっておりますから、どうぞしっかり債務負担行為の対応をしてください。

ただ、できればもうちょっとわかりやすく、もうちょっと、今回はいいですけど、次ぐらいからは中身がもうちょっとわかりやすく。債務負担行為だからいいでしょうという話ではやっぱり困るので、その内容について、私だけがわかってないのかもしれませんが、少なくとも私がわかるように説明をしてください。次からで結構です。お願いします。

○内野幸喜委員長 ほか。

○早田順一委員 13ページですけども、普通の分のですね。

税務課にお尋ねしますけれども、先ほど説明で、ふるさと納税災害支援寄附金交付金、広島県、愛媛県への寄附金の交付等というのは、これは理解いたしました。

その前ページの5ページの歳出の(4)その他に、ふるさと納税寄附金(被災地応援分)が4,759万2,000円と出ておりますけれども、この分というのは、確認なんですけど、これは熊

本地震に対する交付金なんですか。

○増田税務課長 5ページにつきましては、今回補正をお願いしたものを性質別に区分をして計上してあるものでございますので、ここに書いてありますふるさと納税寄附金(被災地応援分)交付金というものは、広島県と愛媛県に対する寄附について書いてございます。熊本地震に対する寄附金のことを書いてあるものではございません。

○早田順一委員 金額が、13ページのが4,811万2,000円で、5ページのは4,759万2,000円になっていますけれども、この違いは何ですか。

○増田税務課長 今回お願いしております4,811万2,000円につきましては、寄附をそれだけ受け入れております。この寄附の受け入れが、ポータルサイトを使いながらクレジット納付による受け入れをしておりますので、そのクレジットの処理にかかる手数料も少し必要でございます。

ですので、この4,811万円の支出の内訳としましては、広島と愛媛に対する交付分プラスその手数料を計上しております。それで、5ページのほうに計上してございます、この(4)のその他に計上してある4,759万2,000円、これは広島と愛媛にお渡しする金額になってございます。

差し引く52万円、これにつきましては(3)の物件費の中に、そのクレジット納付の手数料分として入っているということで、足して4,811万円余という形になってございます。

○早田順一委員 では同じものということですね。わかりました。

で、収入の、前ページで寄附金の中に先ほどの4,811万2,000円、ふるさと納税が入っていますけれども、この寄附金の内訳という

か、被災地熊本に対する寄附金というの含まれているんですかね、その県外だけじゃなくて。

○増田税務課長 今回の補正額の4,811万2,000円については、広島と愛媛に関する部分でございまして、この大もとのこの11の寄附金の補正額の前の数字の中には、本県に対するふるさと納税の寄附金分や、ほかのいろんな目的で寄附が行われておりますので、その総額をここに書いているものと思います。

○早田順一委員 熊本地震が起きてすぐのときは、多分寄附金がかなり集まってきていると思うんですけども、現在その推移というのはどんな感じでしょうか。

○増田税務課長 寄附金額の推移ということではよろしいでしょうか。

○早田順一委員 そうです。熊本地震で集まったお金。

○増田税務課長 被災前の平成26年、27年が9,000万円ちょっとという数字でございました。それで、被災の平成28年、これが50億円強ということで、昨年度が7億4,000万程度ということで推移をしてきております。

○早田順一委員 かなりやっぱり減ってきていますね。

この先ほどの50億とか、こういうお金というのは、例えば、もう使ってしまったのか、あるいは基金とかに繰り入れているのか、どうなんでしょうか。

○増田税務課長 いただいた寄附金につきましては、ふるさとくまもと応援寄附基金条例というものをつくっております、まず一

旦、寄附金は積み立てるということになっております。で、後年度、必要な範囲で取り崩して使うということになっております。

○早田順一委員 関連して。

ふるさと納税のふるさとチョイス、返礼品の件も関連していいですか。

○内野幸喜委員長 どうぞ。

○早田順一委員 きょうの日経新聞に、来年の6月から、返礼品を寄附金の3割以下となる地場産品の場合に限定すると、そのふるさと納税の制度をですね、というのが出ていましたけれども、ふるさと納税ですので、その市町村に対しての応援ということでされているわけですが、それが3割以下となるのは理解できますけれども、地場産品の場合に限定するというのが書いてあるんですよね。この場合の定義というか、そういったものは何か国から来ているんでしょうか。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

地場産品の定義については、少し曖昧なところがあるのではないかとということで、全国の自治体からさまざまな御意見がございまして、先日、総務省から、通知の中のQ&Aという形で少し考え方が示されました。それによりますと、市町村の中で生産された産品、これが地場産品に当たるのだらうというような形で総務省から来ております。

ただ、これが、今後総務省がふるさと納税の対象団体を指定するわけなんですけれども、その指定の基準にそのまま活用されるのかどうかということは、今後総務省のほうで検討されるというふうに伺っておりますので、地場産品の定義については、今後も情報収集をしっかりとしていきたいというふうに思っています。

○早田順一委員 この定義がどういうふうになるかによって、市町村の収入がかなり変わってくると思うんですね。基本的には地元でつくられたものが原則なんでしょうけれども、地元で流通しているものとか、仕入れて販売しているものとか、そういうのもかなり多く含まれていると思うんですけども、中には市町村も、その地場だけじゃなくて、そういったものを取り扱っているからかなりの影響があると思うんですけども、その辺については県内の市町村から問い合わせとか何か来てないんですか。

○間宮市町村課長 現状として、県内市町村の中には、やはり自分の市町村内で生産されたものだけではなくて、近隣の市町村で生産されたものも含めて返礼品として取り扱っているところがあるというふうに認識しております。

自分の市町村内で生産されたものだけに限定をしますと、資源があるところ、ないところで格差が出てくるということもございまして、例えば、県であれば県内の産品全て返礼品にできますけれども、市町村は自分のところだけということで、県と市町村の格差も出るのではないかとということで、熊本県としては、総務省に対して、県内の産品ぐらいは市町村の返礼品としてもいいのではないかとということで、今御意見を提出させていただいているところでございます。

先生御指摘のとおり、市町村からも心配の声が上がっておりますので、そういった声を国にもしっかりと届けていきたいというふうに思います。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

○濱田大造委員 2点あるんですけども、まず1点目が、追加資料の49ページで、私は

獣医師の方と話す機会があるんですが、獣医師の数自体は足りているんですが、県とかで働いていただく獣医師が不足しているという認識なんですが、実際に獣医師の方と話して、ちょっと県の給料が正直安いので何とかしてくれという話を、この1年間で何回かお聞きしたんですね。

で、給料が上がるということはいいことだと思うんですが、この辺の改定というのは、100円上がっているわけですけども、獣医師の給料、民間でちゃんと働くほうが実入りがいいという、県のこういう給料が適正なのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○小原人事課長 獣医師につきましては、健康福祉部と農林水産部、2つの部で勤務していただいております。

実際のところ、我々が採用したい人数よりも現在少ない——我々としては欠員という言い方をしますけれども、足りない状況でございまして、採用試験等も年間2回やったりとかいうことで職員数の確保に努めているところではございます。

給与につきましては、これまでもなかなか確保ができてない状況もございまして、少しずつ国等よりも若干上げる形で改正は努めてきているところでございまして、九州各県と比較しましても遜色ない金額にはなっているかというふうに思っております。

○濱田大造委員 ぜひ、やっぱり民間に比べて県の給料が抑えられているという認識は広くあると思いますね。その辺よくウォッチして取り組んでください。

続いていいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○濱田大造委員 もともとの資料のほうの16ページで、時習館海外チャレンジ推進事業で

1,700万円ぐらい計上されているんですが、これ、県の特殊な予算づけというふうな認識があるんですが、これはどういった性質のものか、もうちょっと詳しく、誰に委託しているのかとか教えてください。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

この海外チャレンジ塾と申しますのは、将来の熊本を支えるグローバルな人材を育成するため、中高生を対象にしまして、TOEFLスコアアップ等のためのウェブ講座やTOEFL対策講座、さらに、海外進学説明会や相談、助言などに取り組むものでございます。これは、平成25年度に開校いたしまして、今この事業を委託しておりますのは、ベネッセのほうに委託しているところでございます。

○濱田大造委員 過去、何年か前にスタンフォード大学に高校生がたしか進学したんじゃないかなど。私の認識からすれば、特殊な——海外の大学に行こうが、それは自由なんですけど、正直裕福な家庭の子が行っているケースが多いんじゃないかなど。

こういう事業がいいのかどうかというのは、ちょっと私からしてみれば甚だ疑問でしてね。また、この5年間でどんな実績が出ているかというのも全然今わからない状態で、その実績はどうか、ちょっと教えてください。

○塘岡私学振興課長 先ほど委員がおっしゃられた海外難関大学進学者はスタンフォードではなくて、マサチューセッツ工科大学という形になりますし、また、それに加えましてワシントン州立大等にも合格をしているところでございます。

また、これまでの実績という形で申し上げますと——少々お待ちください。今までチャ

レンジ塾単体といたしましては、海外の高校の留学と海外の進学に分けて申し上げますと、海外の留学生が14名、海外の進学者が21名という形になっています。

また、裕福な家庭というお話もありましたけれども、決してそういうことはございませんで、普通の家庭のお子さんがそれぞれマサチューセッツとかワシントン大学のほうに進学しております。

海外の大学への進学あるいは留学を志望する生徒さんたちのために、そういう希望に沿った支援が必要だということで、海外チャレンジ塾を創設したところでございまして、さまざまな希望を持った生徒がおいでになります。そのさまざまな希望に応じて、時習館構想として、海外チャレンジ塾を含めて、いろんな施策を展開しているところでございます。

以上です。

○濱田大造委員 出身高校というのは何校ぐらいですか、これ。

私は地元の熊本高校出身なんですけれども、過去、スタンフォードとちょっと間違ってたんですが、スタンフォードにもたしか、女性だったと思いますけれども、希望して、結果的にハーバードへ行ったのかもしれませんが、そういうのがどンドン会報として届くんですね。だから、今は国際化がどンドン広がってまして、別に高校から直接海外に行くのは、それは個人でお任せして、大学に進学したら交換留学とかいろんな手段が今ありましてね、こういうのを補助してまでやる必要性というのは特に感じないんですが。この制度を活用しているいろんな高校から希望者が続出するというんだったら成果があると思いますけれども、特定の高校に集中しているような状態だったら、ほとんど意味がないと僕なんか考えちゃうんですが、何校ぐらいからあるんですか、教えてください。

○塘岡私学振興課長 生徒数の内訳でいいますと、大体、公立と私立は半々ぐらいになっておりますが、高校の数でいきますと、公立高校で19校、私立高校で13校、計32校になっております。

以上です。

○濱田大造委員 ぜひ、ちょっと予算を計上して、結果がどうなっているのかというのは、教育警察常任委員会では開示しているのかもしれませんが、ほかの委員にもわかるようなのをぜひよろしくお願いします。

○塘岡私学振興課長 海外チャレンジ塾を開校する前と開校した後で比べますと、海外進学実績等は2倍近く伸びていたとか、そういう実績が出ておりますので、確かに今グローバル化の中で、海外に進学あるいは留学をしようとする子供さんたちは確実におります。そういう子供さんたちのニーズに応えるための事業は、これからもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、その成果につきましても、今後しっかりと出していきたいというふうに考えております。

○濱田大造委員 私が言いたいのは、これはベネッセに委託しているということで、こういう留学制度を、どこかに留学しましょうとかいうのは、民間でも今までやってきているはずなんです。別に行きたい人は行政がそんなに旗振らないまでも、行きたい人は勝手に今までも行ってきたし、それをわざわざ県が主導して、金出してまでそういう事業をやる必要性というのが僕にはわからないんですよ。何でこういうことをするのかなど。

○塘岡私学振興課長 東京近辺とか都会の地域にあつては、そういう海外進学等に手当て

をした民間の会社等がありますけれども、いかにせん熊本にあつては、そういうふうな会社等がございません。ただ、熊本におきましても、先ほど申し上げましたけれども、海外進学等を希望する生徒さんたちはおりますので、そういう子供さんたちに対して支援するために制度を設けたものでございます。

○濱田大造委員 済みません、ちょっと言い合いをやるわけじゃないんですけども、ベネッセなんてどこでもあるわけですよ。東京にしかないというのは、そういうことを言っちゃいけないと思いますよ。ベネッセの支店なんて、どこでもありますからね。今インターネットの時代で、アクセスしようと思ったら、別に田舎にしようがどうしようが、留学の話なんかどこでもできるわけですし、もっと根本的な、本当にこういうことを行政がやるべきかどうかという話なんだと思うんですね、私は。

○塘岡私学振興課長 今大都市圏のほうであると言いましたのは、業者が、ベネッセも含めて、ほかにも業者がいっぱいいるということを申し上げたところでございます。

また、この委託業者を選定するに当たりますには、企画コンペを実施いたしまして、そこで提案されたものをもとにベネッセになったということでございます。

以上です。

○濱田大造委員 いいです。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号、第18号、第

19号、第38号、第45号及び第46号について一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第37号を議題といたします。

請第37号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

請第37号について御説明申し上げます。

この請願は、熊本私学助成をすすめる会からのものでございます。

趣旨は、公・私立間の学費、教育条件の格差をなくすため、私学助成の増額等を求めるものでございます。

請願事項は4項目ありますので、それぞれの項目の現状や県の取り組みについて御説明申し上げます。

まず1点目は、就学支援金の県負担制度創設により、年収350万円以下の世帯までの施設整備費を含む学費の無償化を求めるものです。

平成22年度に就学支援金制度が始まりましたが、平成26年度に、年収350万円未満相当の世帯に対する加算が、それまでの1.5倍から2倍に増額されております。

また、県の授業料減免補助につきましても、平成21年度までは、家計急変などを除き、市町村民税非課税世帯が対象でしたが、平成22年度からは、年収350万円未満相当の

世帯まで拡大をしております。さらに、低所得世帯の生徒に対し、施設整備費を含む授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、最大で13万8,000円の奨学のための給付金を給付しております。

2点目は、入学金補助制度を拡充し、年収350万円未満の世帯に全額、590万円未満までの世帯に半額の補助を求めるものです。

県の授業料減免補助では、生活保護世帯を対象に、入学金の減免額全額を補助しております。また、熊本地震に伴い、平成28年度に創設した被災生徒授業料減免補助では、年収910万円未満相当の世帯を対象として、被災の程度に応じ、入学金を初め授業料や施設整備費を、減免に対しても補助を行っております。

3点目は、授業料等減免制度における学校負担20%を撤廃するとともに、県から生徒への直接支援とすることを求めるものです。

授業料減免補助の割合につきましては、平成16年度に減免額を増額するなど、補助制度を充実した際に、県と学校が協力して支援に取り組むとの趣旨で学校の理解をいただき、それまでの定額補助から、県が減免を行った学校に対して、減免額の8割を補助する定率補助に変更したものです。

また、減免の利益が確実に生徒に及ぶためには、減免額を授業料から差し引いて保護者に請求する学校に対し補助することが適切と考えております。

4点目は、私立学校の常勤講師を期限の定めのない教諭へ転換するよう、行政に積極的役割の発揮を求めるものです。

教員の数につきましては、高等学校設置基準に基づき、適正な数を確保するようになっております。県では、経常費補助におきまして、専任教員の数を算定項目の一つとして、各学校における適正な専任教員の確保を支援しているところです。

また、平成24年に改正された労働契約法で

は、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約に転換できるルールが規定され、5年を経過した平成30年度から、無期転換の申し出が可能となっております。県では、この無期転換ルールについて、校長会、事務長会、実施調査を通して、各学校に対し周知を図っているところです。

請願の各項目の説明は以上ですが、県としましては、教育環境の充実確保のため、精いっぱい取り組んでいるところです。

なお、去る9月県議会におきまして、熊本県私立中学高等学校協会及び同保護者会から私学助成の充実を求める請願がなされ、採択されて国に意見書が提出されております。

9月県議会の請願と今回の請願は、ともに私学助成の充実を求めるものでございますが、9月県議会の請願は、私学助成の一層の充実が図られるよう、国に対し意見書の提出を求めるものでございました。今回の請願は、主として県に対し予算上の対応を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。——ありませんか。

なければ、採決に入ります。

請第37号については、いかがいたしましたでしょうか。

(「採択」「不採択」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第37号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内野幸喜委員長 挙手少数と認めます。よって、請第37号は不採択とすることに決定い

たしました。

次に、継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が4件あっております。まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思えます。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○白石政策審議監 知事公室付でございます。

報告資料の①、A3横のカラーの資料をお願いいたします。

熊本地震に係る創造的復興に向けた重点10項目についての資料でございます。

この創造的復興に向けた重点10項目についての、現時点での進捗状況を御報告させていただきます。

6月の常任委員会報告からの変更部分、主に平成30年度の取り組みについて、朱書きで記載している事項を中心に説明します。

①「すまい」の再建でございますけれども、11月末現在で、仮設住宅の入居者は約9,500世帯、人数で約2万1,000人となっております。ピーク時と比較しますと、半数以上の方が住まいの再建を実現されております。

取り組みとして、これまで、住まいの再建に係ります4つの支援策で支援を実施してきましたが、この支援策にプラスして、保証人不在被災者支援を追加しまして、5つの支援策として、自立再建の加速を図っているところでございます。

また、災害公営住宅につきまして、1,743

戸の建設を予定しておりますけれども、現在、着手率が約96%、今年度中に500戸の整備を予定しております。2020年度春までには全ての完成を目指して、引き続き、市町村と連携して整備を進めていくことにしております。

②番の災害廃棄物の処理でございます。

発災から2年以内の処理完了を目指して取り組んできておりまして、99.9%の処理が完了しております。残り1件ということで、今年度中に全て完了する予定でございます。

また、廃棄物処理プラントにつきましては、処理終了後、本県で保管しておりましたけれども、西日本豪雨災害の復興支援のために、岡山県で活用されることとなっております。

③番、阿蘇へのアクセスルートでございます。

国道57号北側復旧ルート及び国道325号阿蘇大橋ルートにつきましては、2020年度的全線開通に向けて、国土交通省に精力的に復旧を進めていただいております。

なお、現道につきましては、工事は順調に進んでいるものでございますが、開通時期は未定となっております。

また、俵山ルートにつきましては、6つの橋のうち4本が復旧完了。現在、残りの大切畑橋と俵山大橋の工事が進められております。

鉄道JR豊肥本線につきましては、現在、国と県で斜面对策工事を実施しておりまして、今年度中に県の斜面对策工事は完了予定でございます。

南阿蘇鉄道についても、早期復旧に向けて取り組んでいるところでございます。

④番の熊本城の復旧でございます。

熊本城復旧基本計画に基づきまして、来年秋の国際スポーツ大会に向けて、天守閣の外観が復旧する予定でございます。2021年までには、天守閣が復旧予定となっております。

現在、天守閣外観復旧に向けた復旧工事、

それから復旧過程を観覧することができる見学通路の設計が進められておりまして、2020年度の供用開始予定となっております。

なお、国際スポーツ大会期間中は、土日などを限定的に、観覧が公開される予定となっております。

⑤益城町の復興まちづくりでございます。

熊本高森線の4車線化につきましては、10月末時点で用地取得率が33.5%となっております。

また、復興後の姿をイメージできるように、3カ所のモデル地区の先行整備を行うこととされておりまして、来年1月に着工して、来年度末の完了を目指して進めております。

また、木山地区の土地区画整理事業につきましては、9月に国の事業認可を受けまして、10月に事業計画の決定を経て、現在、用地の先行取得を進めております。予定買収面積の9割以上の取得を終えている状況でございます。

次に、2枚目になります。⑥番の被災企業の事業再建ということで、グループ補助金につきましては、交付決定進捗率が10月末現在で99%を超えて、順調に事業再建が進んでいるところでございます。

一方、30年度中に申請または事業完了できない事業者が100件程度ありまして、個別事情を丁寧に把握して、グループ補助金制度継続に向けた要望を国に対して行っているところでございます。31年度事業完了を目指して取り組んでいくこととしております。

⑦番の被災農家の営農再開でございます。

被災農家の営農再開率は、10月現在で98.3%となっております。平成31年中の復旧完了を目指して取り組みを加速化しているところでございます。

営農施設の復旧につきましては、経営体育成支援事業完了率が90%となっております。事業が完了していない町村への対応を進

めているところでございます。

また、県営農地復旧につきましては、現在契約率が8割となっております、今年度中の完成を目指して進めております。

創造的復興によります農地の大区画化につきましても、それぞれ計画的に工事が進められているところでございます。

⑧番の大空港構想Next Stageの実行でございますが、第1次審査を通過したコンセッション応募者との対話を進めているところでございまして、年明けからの第2次審査を経て、3月に新たな運営権者が選定される予定となっております。

⑨番の八代港のクルーズ拠点整備でございますけれども、まず、2020年4月の国際クルーズ拠点の供用開始に向けて、国、県それから船社でありますロイヤル・カリビアン・クルーズ社、3者で整備を進めているところでございます。

10月に、3者で合同でのクルーズ拠点基本計画を発表しておりまして、3者が整備されますおもてなしエリアでは、くまモンパークそれから日本庭園といった集客施設の整備を予定しております。

⑩番の国際スポーツ大会の成功でございますが、まず、女子ハンドにつきまして、本大会のプレ大会として先日開催しました女子アジア選手権では、日本は2位となるなど、議員各位の御協力もあり、大成功に終わったところでございます。来年6月には、本大会におきます抽選会を東京で行うこととされております。

ラグビーワールドカップにつきましては、組織委員会と熊本県、熊本市の3者で、8月末に、公認チームのキャンプ地契約を締結しております。

会場となります県民総合運動公園陸上競技場の整備も、完成に向けて着実に進んでおりまして、今年度中に主な工事を終えて、来年度は仮設整備を残すのみとなっております。

2つのスポーツ大会の成功に向けて、引き続き、各部局や関係者と連携して取り組んでまいり所存でございます。

以上、重点10項目を初め、復旧、復興に向けた取り組みを全庁一丸となって進めておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○府高秘書グループ課長 『ONE PIECE』連携復興応援事業の進捗状況について御報告いたします。

お手元のA4判の報告ペーパーをごらんいただきたいと思います。

まず、1のルフィ像除幕式についてですけれども、11月30日、今議会の開会日に、県庁プロムナードで、ルフィ像の除幕式を開催いたしました。

資料のほうに、除幕式の様子等の写真を載せておりますけれども、尾田先生の御両親、それから集英社の週刊少年ジャンプ編集長、そして議会から坂田議長に御出席いただきまして、知事、両副知事参加のもと、職員も含めて、総勢ですけれども、約1,500人ものファンの方々が見守る中で、盛大にとり行うことができました。

除幕式の直前となります11月26日に、尾田先生御本人から、ルフィ像の完成を祝いますメッセージがサプライズの形で発表されたため、ファンの方々の期待と関心がますます高まったということも、この皆様にお集まりいただけた理由ではないかと思っております。

また、この除幕——ルフィ像につきましては、『ONE PIECE』の最新刊の91巻にも、巻末ですけれども紹介していただいております、世界中の方々も知っているという形になっております。

最後に、除幕式の開催に当たりましては、尾田先生の母校であります東海大学星翔高校吹奏楽部の皆さん、そして益城町の広安西小

学校の児童の皆さんによる演奏で盛り上げていただきました。

次に、2番、仲間の像の設置に係ります市町村からの提案状況についてです。

仲間の像につきましては、ルフィ像の除幕式と同じ11月30日、こちらが市町村からの提案の提出期限でございました。31市町村から提案がありました。提案のあった市町村名は、お手元の資料に記載したとおりでございます。

1市町村から最大2案の提案を認めておりましたが、結果として、合計で52件の提案となっております。

最後に、3番の今後の流れ、スケジュール等についてです。

仲間の像をどこに置くかという具体的な設置案につきまして、この提案いただきました52の案の中から、3つのSをもとに検討していきます。

具体的には、1つ目に、復興につながるストーリー、つまり、ルフィと仲間たちが熊本の復興を手助けするストーリーにすること、それから2つ目に、設置する像の管理とセキュリティ、それから3つ目に、設置後の活用策(Sustainability)、その3点を見ながら、県全体をつなぐストーリーとしてまとめ、具体的な配置案を検討していきたいと思っております。

像の設置の予算につきましては、まず、来年度の予算での計上を目指しております。2月議会に関連予算を提案したいと考えています。ただ、配置案、配置の場所の確定に至るまでに、集英社との詳細な協議が必要となりますので、現時点で、最終的な配置プランの発表の時期については、まだ決まっておりません。ただ、これだけの注目をいただいておりますプロジェクトですので、県民の皆様はもとより世界中の大勢のファンの皆様にも、いいねと言っていただけるようなものにしてきたいと思っております。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

報告資料③の県央広域本部・防災センター合築庁舎の設計委託について、財産経営課からと危機管理防災課から御報告させていただきます。

お手元のA4縦の資料をごらんください。

合築庁舎の設計につきましては、9月3日から入札公告を行い、受託者の選定を進めてまいりました。

今回は、受託者を決定し、契約を締結いたしましたので、その御報告でございます。

受託者は、佐藤総合計画・太宏設計共同企業体で、契約の代表者は株式会社佐藤総合計画九州オフィス。構成員として、株式会社太宏設計事務所となっております。

なお、表下の米印にありますとおり、佐藤総合計画は、東京都に本社、福岡市に九州オフィスを有し、太宏設計事務所は、熊本市東区に本社を有する建築設計事務所でございます。

契約日は、平成30年11月21日。設計工期は、11月22日から2020年1月31日までの約15カ月間。契約金額は、1億2,204万円でございます。

参考として、中段以下に今後の事業スケジュールを掲載しております。

まず、今後のスケジュールですが、今回契約いたしました建物本体工事は、2020年度から3年間で工事を行う予定です。

なお、防災行政無線など防災特殊設備の工事につきましても、今後設計手続を進め、工事は建物本体とあわせて行うこととしております。

次に、合築庁舎の概要として、現段階のものを記載しております。

構造は、受託者からの提案により、鉄筋コ

ンクリート造とし、免震構造を採用する予定です。

その他の項目につきましては、以前御報告したものと変更ございません。

詳細は、設計を行う中で引き続き精査してまいります。今後、関係機関等と十分協議を重ねながら、最適な施設となるよう取り組んでまいります。

御報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

報告事項④阿蘇くまもと空港のアクセス改善の検討状況について御説明いたします。

資料、「阿蘇くまもと空港アクセス改善の検討状況について」とある資料をごらんください。

まず、1、今年度の検討状況についてですが、空港アクセス改善につきましては、これまで、鉄道延伸、モノレールの新設及び市電延伸の3つの交通システムについて、県民の利便性向上やコンセッション方式の導入効果の最大化のために早期に実現できるものは何か等の観点から、定時性、速達性、大量輸送性、事業費等について、比較検討を実施してまいりました。

その結果、定時性は3つの交通システムのいずれもが確保できる一方、速達性及び大量輸送性は、鉄道そしてモノレールの2つだけが確保できることや、事業費は、概算で、鉄道については330から380億円、モノレールは2,500から2,600億円、市電は210から230億円が見込まれることが判明いたしました。

これらを踏まえまして、空港アクセス改善の効果や事業スキーム、財政負担等の観点から総合的に検討を進め、その結果、定時性、速達性及び大量輸送性に優れ、事業費を相対的に低く抑えることができ、あわせて採算性が見込める鉄道延伸が最も効果的かつより早

期に実現できる可能性が高いという結論に至ったところでございます。

2枚目の別紙1をお願いいたします。横に長い資料でございます。

こちらの資料につきましては、3つの交通システムについて、先ほど申し上げました横の項目でございますが、定時性、速達性、大量輸送性、そして事業費等の観点で比較した結果をまとめたものでございます。詳細については、後ほど御確認いただければというふうに思います。

次に、鉄道延伸の検討について御説明をいたします。次のページ、別紙2をお願いいたします。

まず、鉄道延伸3ルート、三里木ルート、原水ルート、肥後大津ルートの概算事業費、そして概算需要量等について御説明いたします。

まず、新設区間でございますが、三里木で約9.5から10キロ、原水で6から6.5キロ、肥後大津で約6.5から7キロとなっております。

次に、鉄道沿線の整備ですが、三里木ルートでは、沿線に総合運動公園や免許センター等が立地していることから中間駅を設置し、他の2ルートについては、沿線に大きな集客施設等が存在しないため、中間駅は設置しないこととしております。

次に、所要時間についてです。

熊本駅から空港駅間を、三里木、原水では最短38分、肥後大津は最短42分で結ぶとの試算結果になったところでございます。

続きまして、概算事業費につきましては、三里木が約380億円、原水と肥後大津が約330億円と試算してございます。

次に、概算需要量についてでございます。

1日当たり、三里木が約6,900人、原水が約5,900人、肥後大津が約5,800人となっております。

次に、費用便益比、B/Cでございます。

こちらについては、各ルートとも目安となる1.0以上となっており、需要が多い三里木が最も高い結果、1.5というふうになってございます。

これまで御説明した数字等は、あくまでも概算の試算であることを御了承いただければと思います。

以上が各ルートの比較でございます。

次のページに、A3の地図をつけてございます。こちらについては、鉄道延伸の実現により熊本都市圏及び県内の鉄道ネットワークを活用して、空港から阿蘇、人吉、福岡など、県内各地はもとより九州全域へ容易に移動できるようになるということをお示したイメージ図となります。

それでは、お手数ですが、1枚目、1ページにお戻りください。

2、鉄道延伸に当たっての検討方針について御説明をいたします。

先ほど御説明いたしました比較等を踏まえて、ルートに関しては、鉄道ネットワーク効果を最大限に発揮させ、懸案となっている熊本県民総合運動公園へのアクセス改善も図り、その需要を取り込める三里木駅からの分岐延伸ルートを軸に検討を進めていきたいと考えております。

また、事業スキームに関しましては、県民総合運動公園へのアクセス改善の側面もある公共性の強い事業であることから、県が中心に設立する第三セクターが鉄道施設を整備した上で、効率的な運行を行うため、豊肥本線との接続や鉄道運行ノウハウなどを考慮し、JR九州へ運行を委託する方向で検討してまいります。

さらに、事業費に関しましては、県として、国から最大限の支援を得ながら、県が残る整備費用を負担し、運行開始後、既存路線の増収効果が見込まれますJR九州から、最大限の協力を得る方式を検討したいと考えてございます。

最後に、3の今後の対応でございます。

ただいま申し上げた検討方針をもとに、鉄道延伸はもとより運行においても協力が不可欠であるJR九州との本格的な協議を深めていきたいと考えてございます。

この空港アクセス鉄道は、熊本から全国へ発信する今後の鉄道整備のモデルケースになり得るものと考えてございます。全力を挙げて取り組んでまいります。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 済みません、創造的復興に向けた重点10項目の国際スポーツ大会の成功のところですが、きのうも特別委員会で議論があったんですけども、先日アジア大会をやって、よかったなど、予行演習ができて。いろんな課題が見えてきたと思います。

来年は、いわゆるラグビーをやりながら、ハンドはしっかり準備を進めていくということで、やっぱり両方やっていくんですね。ことしは、ラグビーはちょっと小休止みたいな形でハンドに全力集中できたんですが、そう考えると、やっぱり語学が話せる職員の方も含めて、さまざまところで人が足りなくなるのではないかなと思うし、来年はもう失敗ができないので、そのあたりの体制整備について、きのう人事課長からもしっかり対応するという話がありましたが、総務部長からも一言いただきたいと思います。

○池田総務部長 しっかり対応していきたいと思います。

今、来年度の組織の検討をしているところですので、来年は失敗できないということは御指摘のとおりでございますので、しっかり

成功につながられるように、体制整備を図っていきたいと思います。

○前川収委員 『ONE PIECE』のルフィ像を私も見ましたけれども、私はこの日の3時ぐらいに行っただけですけれども、たくさんやっぱり人がいて、子供たちがとても喜んでいて、ああ、やっぱりいいことをなされたなということを感じておりました。

先ほど報告があった残りの何体か私はよくわからないんだけど、6体ですかね、あと。「8体になります」と呼ぶ者あり)8体。9人いるんですね、仲間は、ルフィを含めて。その8体をめぐる争奪戦が、多分52件の提案が既にもう出ているということですから、そのうちで8体しかいかないということは、かなりいろんな争奪戦があるんだろうと思ってまして、それぞれ市町村は、いろいろお話を聞けば、それぞれに、ああ、なるほどなというやっぱり御提案はなさっているんだろうというふうに思っていますが、これをしっかり3つのSで判定していくということでありませうけれども、御理解いただけるような方法をしっかり考えないと、全部いかないわけですから、その点についてはどうお考えでしょうか。

○府高秘書グループ課長 まさに御指摘のとおりで、ここは皆様からもいろいろ御質問を受けているところです。

先ほども申しましたとおり、今のところ、我々として考えている3つのSをもとに、今いただいた資料の精査を行っているところです。前川先生御指摘のとおり、52のうちからまずは8体になっていくというところで、これはいかんともしがたい事実でございますので、ただ、もし選に漏れたところも、やはりがっかりしないといえますか、全体として——これは復興プロジェクトですので、みんな、県内全体で復興につなげていけるよう

なストーリー、それから今後の展開ができるように——どこまでできるかというのは、ちょっとまだ見通せないところも正直あるんですけども、しっかり知恵を絞っていきたいと思っております。

○前川収委員 今、課長がいみじくもおっしゃったけれども、52件の中で残り8件しか選べないわけで、外れたところが、いい提案をなさってがっかりなさるということは、それは首長さんとか支えている役場の人たちだけじゃなくて、地域住民の皆さん方も相当期待感を持っていらっしゃるんだろうなというふうに思うんですね。あっちこっち、何か私にも、どがんかしてくださいとか、誰に言うとかよかったですとか、そんな話があるんです。正直もうここでぱつと言いますからね。ただ、そんなもので決まるはずもないというふうにも思ってますし、やっぱりそういうところはちゃんとアナウンスして、選ばれる基準というのかな、点数をつけますとか、誰が選んだかをちゃんと、何というか、審査員制度とか、何かやらないと後でもめるんじゃないかなとちょっと思ってますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○府高秘書グループ課長 まさにおっしゃったとおりで、審査の透明性ですとか、要は、どういうふうに使われたのかというのを、しっかり説明責任を果たせるような形で、今やり方を考えております。

それから、特に、今さっき3つ言いましたけれども、設置後の活用策ですね、それについては、今基本的には市町村の中でというのが多いんですけども、それをつなぎ合わせることで、県全体にその効果を波及させていくような形でのストーリー、仕掛けというのはできないか、そこに意を尽くしているところではあります。

○前川収委員 ぜひ、透明に、頑張ってください。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、ここで私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

については、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして、第5回総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長